

令和 7 年度今治市 一般会計 歳入歳出決算の認定について
特別会計

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度今治市 一般会計
特別会計

歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 8 年 9 月18日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 令和 7 年度 | 今治市 一般会計 歳入歳出決算書
特別会計 |
| | | 歳入歳出決算事項別明細書 |
| | | 実質収支に関する調書 |
| | | 財産に関する調書 |
| 2 | 令和 7 年度 | 今治市一般会計及び特別会計主要事業調書 |
| 3 | 令和 7 年度 | 今治市基金運用状況を示す調書 |
| 4 | 令和 7 年度 | 今治市各会計決算審査意見書 |

「参 照」

地 方 自 治 法（抜すい）

（ 決 算 ）

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

（ 基 金 ）

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地 方 自 治 法 施 行 令（抜すい）

（ 決 算 ）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和8年9月18日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 健全化判断比率

（単位 %）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度	—	—	7.6	—
早期健全化基準	11.35	16.35	25.0	350.0

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、赤字がない場合「—」と表記している。
- 2 将来負担比率において、将来負担額より充当可能財源等が大きい場合「—」と表記している。

2 法非適用企業資金不足比率

（単位 %）

特別会計の名称	令和7年度	経営健全化基準
今治市船舶交通特別会計	—	20.0
今治市港湾事業特別会計	—	
今治市鉱泉供給事業特別会計	—	

資金不足がない場合「—」と表記している。

3 提出書類

令和 7 年度 今治市財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。